

日米関税合意：企業が知っておくべきポイント ー企業からのよくある質問

日本貿易振興機構（ジェトロ）
海外ビジネスサポートセンター 貿易投資相談課

2025年8月14日

相互関税の関税率（日米合意）

? Question

- （相互関税の対象品目について）日米合意に基づいた、相互関税15%と一般税率（MFN税率）の関係性を教えて欲しい。

商品AのMFN税率は5%だが、相互関税15%を加えて20%（MFN5%＋相互関税15%）になるのか、それとも相互関税だけで15%になるのか？
また、MFN税率が27.7%の商品Bの場合の関税率はどうか？

💡 Answer

- 日米合意に基づく、相互関税の対象品目について、MFN税率が15%以上の品目には追加関税は課されず、15%未満の品目は15%になります。
- そのため、日米合意に基づく、相互関税の対象品目の関税率は、商品A（MFN5%）は15%（MFN5%を含む）、商品B（MFN27.7%）は27.7%が適用されると考えられます。

! Note

関税には、貨物の価格を基準に課す「従価税」、数量・重量等を基準に課す「従量税」、両者を組み合わせた「混合税」があります。

現時点では、日米合意に基づく、相互関税における従量税、混合税の考え方は、日本に対してはまだ示されていません。

一方、日米合意の内容と同様に「MFN税率が15%以上の品目には追加関税は課されず、15%未満の品目は15%」が適用されたEUについては、以下のように規定されています。

【EUに関する規定】

MFN税率が従量税、混合税の場合、相互関税の従価換算関税率は、MFN税率欄に基づいて支払う関税額を、その品目の関税評価額で割ることで算出される。

（例）

- ・MFN税率：50セント/kgの従量税
- ・1kgの関税評価額が10ドル

➡従価換算関税率：

$$50\text{セント} \div 10\text{ドル} (1,000\text{セント}) = 5\%$$

（注1）相互関税とMFN税率の関係性は日本政府資料に基づく。実際の関税率は、米国側税関において判断されることになる。

（注2）公表従価換算税率の説明は、官報の付属書IIで記載されたEUに対する関税率として記載されているもの。

（出所）[日本政府資料](#)、[官報](#)

相互関税の関税率（日本産の事例）



ホタテ
HTSコード0307.22.00

4/4以前

Free

4/5以降

10%
(Free + ベースライン関税
10%)

日米合意

15%



化学品
HTSコード2918.21.10

MFN6.5%

16.5%
(MFN6.5% + ベースライ
ン関税10%)

15%
(MFN6.5%を含む)



光ファイバー
HTSコード9001.10.00

MFN6.7%

16.7%
(MFN6.7% + ベースライ
ン関税10%)

15%
(MFN6.7%を含む)

相互関税の関税率（日本産の事例）

		4/4以前	4/5以降	日米合意
	旅行・スポーツ用等のバッグ HTSコード4202.92.45	MFN20%	30%（MFN20%+ベースライン関税10%）	20% （相互関税は0%）
	男性用シャツ(綿) HTSコード6205.20.20	MFN19.7%	29.7% （MFN19.7%+ベースライン関税10%）	19.7% （相互関税は0%）
	日本酒 HTSコード2206.00.45	MFN3セント/L	MFN3セント/L +ベースライン関税10%	（例）1Lの課税評価額が20ドルの場合 15% （従価換算関税率0.15%を含む）

（注）EUに関する規定に基づき算出。

適用日、関税の遡及効

? Question

- 米国が日本に適用する相互関税15%について、適用日はいつか？

💡 Answer

- **相互関税は、2025年8月7日午前0時1分（米東部時間）に輸入通関した貨物から適用**です。
ただし、8月7日午前0時1分より前に船積みし、10月5日午前0時1分より前に輸入通関した貨物は対象外です（10%のベースライン関税が適用）

（注）実際の関税率は、米国側税関において判断されることになる。

ベースライン関税は、2025年4月5日午前0時1分（米東部時間）に輸入通関した貨物から適用。

ただし、4月5日午前0時1分より前に船積みし、6月16日午前0時1分より前に輸入通関した貨物は対象外。

? Question

- 8月7日から適用された相互関税では、日米合意の内容とは異なり、日本についてMFN税率 + 15%が賦課されているが、日米合意はどのように考えたら良いか？
- 日米合意が正しい場合、8月7日以降に徴収された関税の還付はされるのか？

💡 Answer

8/7以降は、相互関税の対象品目については、MFN税率 + 相互関税（15%）が課されている状態ですが、日本政府からは以下の発表がされています。

- 相互関税に関する大統領令を発出する際の米側内部の事務処理にあたって、日米間の合意に沿っていない内容の大統領令が発出され、適用が開始された。米国側から、**今後適時に大統領令を修正する措置をとる**ことが説明された。
- その際には8月7日以降に徴収される相互関税のうち、**日米間の合意の内容を上回る部分について、8月7日に遡って払い戻すこと（遡及効）**としたいとの説明があった。

相互関税の対象品目

? Question

- 日本産の玩具（HS9503）は相互関税の適用対象か？
- 日本産の緑茶（HS0902）は相互関税の適用対象か？
- 日本産の衣料品（HS6101）は相互関税の適用対象か？

💡 Answer

- 適用対象です。
- 相互関税の対象外の品目は右記で、玩具、緑茶、衣料品などは、対象外の品目には当たりません。

（注）実際の関税率は、米国側税関において判断されることになる。

<対象外品目>

輸送中の貨物（9903.01.25）

2025年8月7日午前0時1分（米国東部時間）より前に船積みされ、10月5日午前0時1分までに米国で通関した品目（10%のベースライン関税が適用）

カナダ、メキシコ産品（9903.01.26、9903.01.27）

カナダまたはメキシコからの製品で、米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）で免税される品目

ベラルーシ、キューバ、北朝鮮、ロシアの産品（9903.01.29）

寄付品（9903.01.30）

米国の管轄下にある者による、人道支援目的の寄付品（食料、衣類、医薬品など）

情報資料（9903.01.31）

出版物、映画、ポスター、レコード、写真、マイクロフィルム、マイクロフィッシュ、テープ、CD、CD-ROM、芸術作品、ニュース配信など

特定分類品（9903.01.32）

大統領令14257の[附属書II](#)、2025年4月11日付の[大統領覚書](#)に記載の品目

1962年通商拡大法232条対象品（9903.01.33）

鉄鋼・アルミニウム製品、鉄鋼・アルミニウム派生品の鉄鋼・アルミニウム部分、自動車・同部品、銅製品の銅部部分

米国原産成分（9903.01.34）

製品の少なくとも20%の価値が米国産である場合、相互関税は米国産部分には課されず、非米国原産部分に対してのみ課される。

? Question

ベトナムで製造した製品を日本に輸入し、日本から米国へ輸出する。

- この場合、相互関税はベトナム（原産地）の20%が適用されるのか？
- それとも日本（輸出国）の15%が適用されるのか？

💡 Answer

- 相互関税に関する官報に明記されていませんが、一般論として、**原産地主義に基づき判断されるものと推測**されます。
- そのため、日本で実質的な変更が行われていない限り、ベトナムの20%が適用されると推測されます。
- 7/31付大統領令により、**適用関税を回避するために積み替えられたと米国税関が判定した物品には、①相互関税に代えて40パーセントの追加関税、②各種罰金・罰則、③原産地の物品に適用されるその他の関税、手数料、税金、徴収金、課金が課されると規定**されました。

（注）実際の関税率は、米国側税関において判断されることになる。

! Note

一般的に、経由国で「**実質的な変更（Substantial Transformation）**」が行われた場合、最終的に実質的な変更をもたらした地が原産地となります。

米国における実質的な変更基準とは、「**当該製品が、固有の名称、特徴又は用途を持ち合わせた、新たな異なる製品へと変更(transformation)したか否か**」に基づき、**実質的な変更の有無を判定する基準**であると、一般に理解されています。

（参考）[経済産業省「日米貿易協定における原産地規則」](#)

p15「第2章 米国実質的な変更基準（総論）」の非特惠原産地規則の一基準として記載

ただし、日本の非特惠原産地規則のHSコード4桁変更基準のような明確な基準はありません。

今回の関税措置においては、現在のところ原産性や実質的な変更に関する説明はされていません。

- 米国税関の[データベース（CROSS）](#)で事前教示の回答情報を閲覧可能。
- 米国税関に[事前教示（eRuling）](#)を依頼することも可能。ただし回答内容は企業名、個人名を含めCROSSですべて公開される。

原産性の事例



中国、ブラジル等8カ国から原材料を日本へ輸入。
日本で原材料を混合・充填等を行ったソースは日本産品と見なされるか？
(CROSS、N333285、2023年)

- このケースでは、原材料を混ぜてソースを製造することで、実質的な変更が起こる。
- 原材料は個々の特性を失い、新しい製品である食品調理品の不可欠な一部となった。これは、新たな「名称、特徴、用途」を有するという実質的な変化の要件を満たしている。

したがって、**実質的な変更が認められる。＝日本産と見なされる**



中国から鍋、ふた、取っ手を米国へ輸入。
米国で取っ手を鍋およびふたに取り付け。
これは米国産品と見なされるか？
(Ran-Paige 事件、1996年)

- 名称の変更：鍋、ふた、取っ手という名称は組立ての前後で変化しないことから認められない。
- 特徴の変更：特徴とは物の独自性を形作る特性をいう。鍋は加熱中またはその前後に食物を入れておくという特徴、ふたは鍋の中に食物を閉じ込め加熱を助けるという特徴、取っ手は取り付けられたものを操作しやすくするという特徴があるが、これらの特徴は組立て前後で変わらない。
- 用途の変更：鍋の部品はそれぞれ輸入された時点で用途が定まっており、米国での組立て後も、その用途に変更はない。

したがって、**実質的な変更は認められない。＝米国産と見なされない**

ご清聴ありがとうございました

ジェトロの情報提供

より詳細な
情報を確認
したい

特集：米国関税措置への対応

https://www.jetro.go.jp/world/us_tariff.html

メールマガジン「World Info Train ★ News Station」

<https://www.jetro.go.jp/mail/list/infotrain/>

ジェトロの相談窓口

具体的に
聞いてみたい
ことがある

米国関税措置等に伴う日本企業相談窓口
(24時間オンライン申込受付)

<https://www.jetro.go.jp/services/advice/>

★ご相談は無料です★

本資料は2025年8月14日時点（日本時間）のもので、最新情報は米国による発表資料等をご確認ください。

本日の講演内容、資料は情報提供を目的に作成したものです。資料作成において出来る限り正確に記載するよう努力しておりますが、その正確性を保証するものではありません。

本情報の採否はお客様のご判断で行ってください。また、万一不利益を被る事態が生じてもジェトロ及び講師は責任を負うことができませんのでご了承ください。